

議案第123号

# 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

静岡県駿東郡小山町

## 議案第123号

## 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度小山町の宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,749千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## （地方債の補正）

第2条 既定の地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年11月30日 提出

小山町長 池谷 晴一

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		140,000	△46,749	93,251
	1 事業収入	140,000	△46,749	93,251
3 事業債		28,000	△28,000	0
	1 宅地造成事業債	28,000	△28,000	0
歳 入 合 計		262,977	△74,749	188,228

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		50,838	△5,138	45,700
	1 宅地造成費	50,838	△5,138	45,700
4 予備費		122,129	△69,611	52,518
	1 予備費	122,129	△69,611	52,518
歳出	合計	262,977	△74,749	188,228

第2表 地方債補正

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宅地造成事業	28,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 歳入 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1款 事業収入	140,000	△46,749	93,251			
1項 事業収入	140,000	△46,749	93,251			
1目 分譲収入	140,000	△46,749	93,251			
				1 不動産売払収入	△46,749	1 不動産売払収入 △46,749
3款 事業債	28,000	△28,000	0			
1項 宅地造成事業債	28,000	△28,000	0			
1目 宅地造成事業債	28,000	△28,000	0			
				1 宅地造成事業債	△28,000	1 宅地造成事業債 △28,000

## 2 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2款 事業費	50,838	△5,138	45,700		△28,000		22,862			
1項 宅地造成費	50,838	△5,138	45,700		△28,000		22,862			
1目 宅地造成費	50,838	△5,138	45,700		△28,000		22,862			
								12 委託料	△5,138	(2) 宅地造成費 △5,138
										12 測量設計 △5,138
4款 予備費	122,129	△69,611	52,518				△69,611			
1項 予備費	122,129	△69,611	52,518				△69,611			
1目 予備費	122,129	△69,611	52,518				△69,611	28 予備費	△69,611	